

2024年9月25日

各位

会社名 株式会社ヤマノホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 CEO 山野 義友  
(コード番号：7571 東証スタンダード)  
問合せ先 広報・IR部 TEL：03-6743-9377

## 従業員持株会、毎年2月の奨励金を100%に引き上げ 並びに特別入会キャンペーン実施に関するお知らせ

当社は、2024年5月に公表した中期経営計画において、将来にわたって「選ばれ、投資される企業」になるためには、まず会社のことを一番理解している従業員が投資したくなる会社になることが不可欠であるとし、2030年ビジョンとして『従業員が投資したくなる会社へ』を掲げました。

本計画公表後、従業員持株会への加入促進を図った結果、加入率は急速に上昇しておりますが、グループ全体の従業員には依然として十分に浸透していない点が見られます。そこで、本計画の重点取組みの一つである人的資本投資による「Goodサイクル」の確実な実現を図り、経営参画意識をさらに高めるとともに、全従業員の長期的な資産形成支援を強化するために、従業員持株会制度を改定いたします。さらに、今後の本計画の実行による企業価値向上を見据え、計画初年度の今年度は特別入会キャンペーンを実施いたします。

本改定およびキャンペーンを通じ、従業員持株会の加入者を増加させ、既存会員の継続加入を促進することで、当社グループの持続可能な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、引き続き取り組んでまいります。

記

### 1. 従業員持株会制度の改定

当社の従業員持株会は、グループ従業員を対象とした福利厚生制度への取組みの一つとして、給与や賞与からの天引きにより、一口1,000円という少額から参加できる仕組みです。

今回の改定により、2025年以降、毎年3月から翌年2月までの1年間、継続して拠出した会員につきましては、翌年2月の定率奨励金を平均拠出金の100%相当額といたします。

また、入会時期により継続拠出期間が1年未満の会員につきましても、入会月から翌年2月までの平均拠出金の100%相当額の奨励金を支給いたします。

#### 【改定内容】

	改定前	改定後
月次拠出時の定率奨励金	当月拠出額の5%	2025年以降、毎年3月から翌年2月まで継続拠出した会員は、翌年2月の定率奨励金を平均拠出金の100%相当額とする。 ※入会月により継続拠出期間が1年未満も対象 ※2月以外の月次は5%とする

【改定日】

2024年10月1日

2. 特別入会キャンペーンの実施

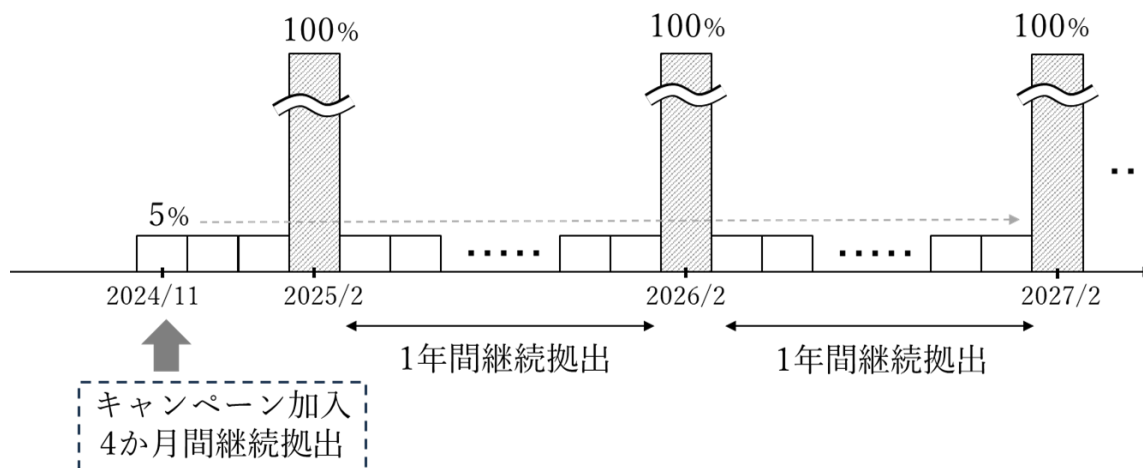
制度改定に伴い、2024年度につきましては、2024年11月時点の会員のうち、2024年11月から2025年2月まで継続拠出した会員については、対象期間（2024年11月～2025年2月）の平均拠出金の100%相当額の奨励金を2025年2月に支給いたします。

なお、既存の会員についても同一条件にて、100%相当額の奨励金を支給いたします。

<参考>

特別入会キャンペーンで加入し、継続拠出した場合の定率奨励金

- ・ 2025年2月より、100%相当額の奨励金を支給
- ・ 2025年3月以降も継続拠出することで、毎年2月に平均拠出金の100%相当額の奨励金を支給



以上